

平成30年8月18日に設備条件項目に新規追加される項目および定義

■ 設備条件項目に新規で以下の2項目を追加します

項目名	対象物件種別
農地付	・売物件 且つ「土地」「戸建」「マンション」 ・賃貸物件 且つ「土地」「戸建」「マンション」
住宅確保要配慮者の入居応相談	・賃貸物件 且つ「戸建」「マンション」

■ 新規で追加される2項目の定義

項目名	説明文
農地付	戸建て等に農地が付いている場合にこちらへチェック。 ※農地=耕作の目的に供される土地(農地法の農地をいい、農地台帳に登録されているもの)
住宅確保要配慮者の入居応相談	住宅確保要配慮者(高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等、住宅セーフティネット法に規定されるもの)の入居について相談が可能な場合はこちらにチェック。 ※住宅セーフティネット法に基づく登録を受けている物件を除く。